

關 西 大 學

法 學 論 集

第 八 卷 第 二 號

昭 和 三 十 三 年 十 月

論 說

フランス法における氏名四……………木 村 健 助 (1)

日本古代の刑罰體系(二・完)……………石 尾 芳 久 (23)

近代フランス家族生活の基礎……………松 本 暉 男 (44)
— 社會保障法と家族法との重疊的規制についての—研究—

判 例 研 究

公共の福祉と兒童の福祉……………堀 堅 士 (68)

業務上横領罪と非身分者の加功……………植 田 重 正 (75)

手形の無權限署名代理者の手形上の責任…伊 澤 孝 平 (81)

法學會研究會記事…………… (94)

關 西 大 學 法 學 會

關西大學法學會規則

第一條 本會は關西大學法學會と稱する。

第二條 本會は法學の研究を促進し、且つ研究の成果の發表を目的とする。

第三條 本會は左の事業を行う。

一、機關誌「關西大學法學論集」の發行

二、その他本會の目的を達するため必要と認めた事項
本會の事務所は關西大學法學部に置く。

第四條 本會は左の者を以て會員とする。

一、法學部の教授、助教授、專任講師、助手

二、法學部學生及び大學院法學研究科學生

三、法學部または大學院法學研究科の卒業者であつて
入會した者

四、その他評議員會で推薦した者

第六條 本會に左の役員をおく。

一、會長 法學部長を以てあてる。

二、評議員 教授、助教授及び專任講師を以てあてる。

三、編集・庶務・會計委員 會員中より評議員會にて
委嘱する。その任期は一年とする。但し重任を妨
げない。

第七條 會員は會費年額五百圓を納めることを要する。

第八條 會員は機關紙「關西大學法學論集」の配布を受ける。

第九條 この規則の改正は評議員會の決議による。

關西大學法學會役員（五十音順）

會長
評議員

編集委員

庶務委員

會計委員

會計監査

中本高岩松慎藤間澤岸池中木河伊和松慎本堀福原中中高櫻木上河川内植岩岩石伊池池明和
谷浪島本本 川 井井田 村崎澤田本 浪 島 谷 島田村林崎上田田本崎尾澤田垣石田
敬章義 暉 倂 登 貞 義健平孝豐暉倂章堅四英敬義義 健良平敬 重 卯芳孝 定三豐
壽市郎慧男次洋夫裕男榮勝助郎平二男次市士郎次壽勝郎譽助一郎逸修正慧一久平榮郎郎二

執筆者紹介

木村健助 關西大學教授

石尾芳久 關西大學助教授

松本暉男 關西大學專任講師

堀堅士 關西大學助教授

植田重正 關西大學教授

伊澤孝平 關西大學教授

本誌の編集に關する通信及び照會、寄贈雜誌等は凡て本會宛に御發送下さい。

關西大學法學會

昭和卅三年十月二十日 印刷

關西大學
法學論集 第八卷
第二號

非賣品

編集人 大阪府吹田市千里山 關西大學内
關西大學法學會
振替大阪六六八八二番

印刷所 京都市上京區河原町通今出川上ル
株式會社三和書房印刷部

發行所 大阪府吹田市千里山 關西大學内
關西大學人文科學研究所

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW

OF

KANSAI UNIVERSITY

OCTOBER, 1958

VOLUME VIII

NUMBER 2

Contents

Articles :

Name in French Law (4)..... *K. Kimura* (1)

The Punishments of Ancient Japan (2) *Y. Ishio* (23)

The Base of the Modern Family Lives
in France *T. Matsumoto* (44)

Judicial Cases :

Public Welfare and Juvenile Welfare*K. Hori* (68)

Complicity and Status in Embezzlement
in Connection with Business..... *S. Ueda* (75)

Unauthorized Signer's Liability on
Bills or Notes *K. Izawa* (81)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN